○総務省・経済産業省告示第二号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第五条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年四月十八日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　林　幹雄

都道府県名	市町村名	経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）第十条第一項の規定に基づく平成二十七年六月一日現在の調査区の番号
福島県	南相馬市	〇一〇八　〇一七〇　〇一七二
	富岡町	〇〇〇一　〇〇〇二　〇〇〇四　〇〇〇六　〇〇二二～〇〇三一
	大熊町	〇〇〇一～〇〇一四　〇〇一六
	双葉町	〇〇〇一～〇〇〇九　〇〇一二　〇〇一四～〇〇二五
	浪江町	〇〇二三　〇〇二六～〇〇三二　〇〇四〇　〇〇四二～〇〇四六
	葛尾村	〇〇〇二
	飯舘村	〇〇二〇　〇〇二一

○農林水産省告示第千二十三号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年農林水産省令第三十三号）の施行に伴い、平成二十六年五月十三日農林水産省告示第六百四十九号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道樺戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

「2の(1)のイ」を「2の(1)」に改める。

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区河内字瀬場谷六二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字大谷四二四の三八（次の図に示す部分に限る。）、紀伊長島区長島字大向井二〇二〇の五五（次の図に示す部分に限る。）、紀伊長島区島原字南又一九一一の一（次の図に示す部分に限る。）、字浅間一四八六の一（次の図に示す部分に限る。）、紀伊長島区大原字向井五九四の一、五九四の二、六〇三の一、字太井口六二四の二、六二五、紀伊長島区三浦字京戸六〇九の二・六一七の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、六〇九の一、六一七の一、紀伊長島区十須字浅ケ谷四三五、紀伊長島区道瀬字戸井ケ谷一二六の二・一二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六の一、一二六の四、一二八の一、一二八の二、一二九、一三〇、字段ノ尻三二の二（次の図に示す部分に限る。）、海山区馬瀬字三浦谷二二三の一、二二三の五、字久瀬一六八の二・一六九・一七〇・一七〇の一・一七〇の二・一七二から一七五まで・一七八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五の一、一七六、一七七、一七九から一八三まで、海山区矢口浦字石岡一九四の二、字元谷九一四、字在前九一五の四、字小浦谷一〇七二、一〇七八から一〇八〇まで、字陰地側一〇七三、一〇八二、字網代大谷六五八から六六〇まで、海山区相賀字ハセカ谷一二三の五、一二三の六、一二四の一から一二四の五まで、一二四の三二、字玄カ野一二四、字名丸口一三四一の二二（次の図に示す部分に限る。）、一三四一の二〇、一三四一の二一、字地山一三五三の七、一三五三の九、一三五三の一〇、字横山一八八八、一八八九、字平尾車ノ前一六七七の一、字平尾火ノ谷一七〇八、海山区船津字内頭一二二七・一二三〇・一二三五・一二三九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二六、一二二八の一、一二四〇、一二四一、海山区小山浦字横山一〇一二、一〇一三、海山区河内字大河内山六〇四の五六、六〇四の一〇〇、六〇四の一〇一、尾鷲市須賀利町